

焼津漁港「ふいしゅーな」多目的広場 (砂広場・コンクリート広場)のご利用案内



令和5年8月18日

1 ご利用について

広場は自由使用です(営利活動は除く。)。利用のルールを守って、安全にご利用ください。なお、2に掲げる利用をする場合は、別途手続きが必要となります。あらかじめ施設の使用許可を受けてください。許可を受けた方が、施設を優先的、又は貸し切りで利用できます。

【利用にあたっての主な条件】

- ・使用場所における異物の有無や路面の状態の事前確認をお願いします。
- ・他者への迷惑行為、火気の使用、場内での飲食、ペットの入場及びゴミの放置は禁止します。
- ・利用中の事故、ケガ等については、利用者が責任をもって対応願います(必要に応じて各自で保険に加入してください)。

2 利用の手続きが必要な場合

- ・球技大会やスポーツイベントなどを開催する場合
 - ・「バレーボールの支柱・ネットやサッカーゴール」「スケートボードのセクション」など用具・機材を設置する場合(なお、使用後毎に用具・機材は持ち帰ること)
 - ・学校行事や地域活動など多人数で利用する場合
 - ・その他管理者が許可を必要と判断する場合
- ※催事内容によっては、場外への飛球防止や周囲の利用者への安全措置を講じていただきます。

(1) ご予約について

予約受付の時期	利用する月の6ヶ月前の1日から利用する日の5日前まで。
連続利用の制限	5日間(設営準備・撤去の日を含みます。)
利用回数の制限	同一団体の利用回数:土曜日・祝休日は月4回までを限度とします。
利用時間	～午後6時(本番時間)まで。
利用料金	無料

(2) ご利用の手続き

区分	内容
1 仮予約申込みの方法・受付時間	・静岡県焼津漁港管理事務所まで、電話又は受付窓口にて、施設の空き状況をご確認ください。また、併せて「お名前(団体名)・利用希望日・利用内容の概略」などをお伝えください。 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝休日・年末年始を除く。)
2 仮予約申込書の提出	・FAX、E-mail、郵送、窓口持参のいずれかの方法でご提出ください。「仮予約申込書」提出の確認をもちまして、正式な仮予約とします。なお、「仮予約申込書」の提出のみで、利用する日の3日前までに「漁港施設目的外使用許可申請書」を提出されない場合は、予約を取り消します。
3 事前の打合わせ	・イベントなど大規模な催事は、静岡県焼津漁港管理事務所にお越しいただき、催事の打合わせをします。
4 申請書の提出	・「漁港施設目的外使用許可申請書」を利用する日の3日前までに提出して下さい。 ・申請の許可後、「使用許可書」を発行します。使用当日はお持ち下さい。

【お問い合わせ先】

〒425-0032 焼津市鵜ヶ島136-24 静岡県焼津漁港管理事務所

TEL. 054-628-3126 FAX. 054-629-6217 e-mail: yaizu-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

